

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例に規定する入所承認等の取消しに
関する事務取扱要綱

平成24年11月13日奈良市教育委員会告示第20号

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良市放課後児童健全育成事業施設条例（平成15年奈良市条例第9号。以下「条例」という。）第5条に規定する入所承認等の取消しを実施するに当たり、条例及び奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則（平成24年奈良市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入所承認等の取消しの基準)

第2条 バンビーホームに入所している児童の保護者が条例第6条に規定する児童育成料を三箇月分以上滞納しているときは、退所指導を行うものとする。

2 バンビーホームに入所している児童の保護者が前項に規定する指導に従わないときは、入所承認等の取消しを行うものとする。

3 奈良市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、バンビーホームに入所している児童、保護者等が次の各号のいずれかに該当するときは、入所承認等を取り消すものとする。

(1) バンビーホームの建物、備品等を破壊すること。

(2) バンビーホームに入所している児童、保護者、指導員等に対する暴言その他の不穏当な言動をすること。

(3) バンビーホームに入所している児童、保護者、指導員等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(誓約書)

第3条 バンビーホームに入所している児童の保護者が児童育成料を三箇月分以上滞納しているときは、教育委員会が実施する児童育成料の納付に関する相談指導等に従い、児童育成料を早急に納付し、納付しなかった場合においては、バンビーホームを退所する旨の誓約書（別記第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による入所承認等の取消しに関する告示の規定は、平成25年4月分以後の児童育成料の滞納について適用し、平成25年3月以前の児童育成料の滞納については、なお従前の例による。